

副食費の無償化について

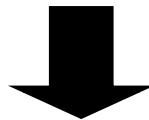


大東市では、令和2年4月から、保育所等を利用する全ての1号認定児童・2号認定児童（3歳児クラス以上）に係る副食費（おかず代など）の無償化を実施します。

保護者の皆さまにおかれましては、原則として在籍施設への副食費のお支払いが不要となります。

◆ 令和2年3月まで

- 下記以外の世帯 : お支払い必要
- 年収約360万円未満相当の世帯 : お支払い不要（国の副食費徴収免除制度による）
※別途「副食費免除決定通知書」にて通知



◆ 令和2年4月以降

- 下記以外の世帯 : お支払い不要（本市独自の補助制度による）
- 年収約360万円未満相当の世帯 : お支払い不要（国の副食費徴収免除制度による）
※別途「副食費免除決定通知書」にて通知

注意事項等

- ① 給食費のうち、主食費（お米代など）については保護者負担となります。
- ② 副食費の無償化に係る個別のお手続きは不要です。
- ③ 国の副食費徴収免除制度の対象となる場合やその対象から外れる場合には、法令に基づき市からその旨を通知いたします。



【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 こども家庭室
保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474